

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県内における自殺対策を緊急に強化することを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。